

家畜衛生情報

家畜伝染病予防法が一部改正され4月3日に公布されました！

改正の背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSF(豚熱)については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止を図る必要がある。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域におけるASF(アフリカ豚熱)の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾患(※)の侵入防止を徹底する必要がある。

※ 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

改正のポイント

家畜の伝染性疾患の名称変更 (豚熱、アフリカ豚熱、その他)

家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

農場

- 農場での消毒義務を強化
- 衛生管理責任者の設置
- 飼養衛生管理に関する罰則を強化

行政

- 飼養衛生管理の指導に係る指針・計画の策定
- 飼養衛生管理基準の遵守について緊急勧告・命令が可能に
- 飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者の公表が可能に

野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

- 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け
- 感染確認地点での消毒や通行制限、家畜の移動制限等の病原体拡散防止措置が実施できるように措置

予防的殺処分の対象疾患の拡大

- 予防的殺処分の対象疾患にASFを追加
- 野生動物で口蹄疫またはASFの感染が確認された場合にも、予防的殺処分ができるように措置

家畜防疫官の権限等の強化

- 出入国者の携帯品中の畜産物の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるように措置
- 海外からの肉製品の持ち込みに対して罰則を強化

改正のスケジュール

令和2年4月3日 公布

令和2年7月1日 施行

詳しくは
こちら

農林水産省 家畜伝染病予防法改正

検索

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/kaiseir2.html

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232

飼養衛生管理に関する相談は家畜保健衛生所まで